竹の塚まちづくりラボ・プロジェクト推進に関する基本協定書

足立区(以下「甲」という。)及び独立行政法人都市再生機構(以下「乙」という。)は、竹の塚まちづくりラボ・プロジェクト(以下「まちづくりラボ」という。)の推進に当たり、基本的事項について次のとおり協定を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、「足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定書」(以下「まちづくりに関する基本協定書」という。)第二条(1)に規定する取組として、まちづくりラボを実施する。
- 2 前項の実施に当たり、甲及び乙は、まちづくりに関する基本協定書第三条 の規定に基づき、実施期間及び役割分担等について定めるものとする。

(まちづくりラボの目的)

第2条 まちづくりラボは、その取組により人の活動や交流を促し、竹ノ塚駅 周辺の体感治安が改善するような地域イメージの向上を図るとともに、竹の 塚らしさを活かした人が主役のまちづくりを実現することを目的とする。

(まちづくりラボの取組内容)

- 第3条 乙は、まちづくりラボの推進を行い、次の各号に掲げる事項につき取り組むものとし、甲は、本協定に定めるところによりこれに協力するものとする。
 - 一 地方公共団体等のまちづくり関係者及び地域住民等参加による竹ノ塚駅 周辺のまちづくりの検討
 - 二 地域のニーズ・特性を踏まえた持続可能なまちづくり実現に向けた実証実 験とその効果分析
 - 三 竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する情報発信

(役割分担)

- 第4条 甲及び乙の役割分担は、次の各号のとおりとする。
 - 一 甲の役割
 - ア まちづくりラボの推進に関する調整に当たっての協力
 - イ まちづくりに資する勉強会やイベント等の参加及び協力
 - ウ イベント等に伴う甲の所有施設又は関係施設の使用に関する協力
 - エ まちづくりラボに係る情報発信等の広報に関する協力
 - オ 竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する広報全般

二 乙の役割

- ア まちづくりラボの推進に関する企画、立案及び調整
- イ まちづくりに資する勉強会やイベント等の企画、立案及び実施
- ウ 拠点施設の管理及び運営
- エ まちづくりラボに係る広報全般
- オ 竹ノ塚駅周辺のまちづくりに係る情報発信等の広報に関する協力
- カ その他まちづくりラボの推進に必要な事項

(まちづくりラボの実施に係る協定等)

第5条 甲及び乙は、本協定締結後、第3条各号に掲げる取組のうち、甲乙共 同で行う事項について、「共催事業」を協議により決定し、費用負担について 別途協定等を締結する。

(有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年9月末日までとす る。
- 2 前項の期間が満了する日の2か月前までに甲乙いずれからも申出がない場合、本協定は、期間満了の日の翌日から1年間同一の条件にて更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

(解除事項)

第7条 本協定の有効期間中であっても、甲又は乙の申し出により、その必要性が生じたときには、甲乙協議の上、本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により得られた情報及び意見交換により相手方から得た情報について、本協定の目的外に利用してはならず、また、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に基づく場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議 の上決定する。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年1月19日

- 甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 東京都足立区 代表者 区長 近藤 弥生
- 乙 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 中山 靖史

東京都豊島区東池袋一丁目10番1号 住友池袋駅前ビル4階 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 東京北・埼玉地域本部長 内島 敏之